条例

玉 試 験 等手 数 料 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正す る条例 をここに 公 布 す る

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉 一県衛生 試 験 等手 数 料 条 例 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

(埼玉県衛生試験等手数料条例の一部改正)

第 部 \mathcal{O} 埼 玉県衛 ょ う に改 生試験等手 正 す る 数 料 条例 (昭 和 二十三年 埼 玉 県 条 例第二十六号)

二十円 三十円 に、 四千 に改め 十円」 改め、 七百 同号 を 千二百九 百円」 +十 口 八百十円」 ハ 「千二百 户 一 四千 (2) 中 $\overline{}$ (1)第二条第 に 中 口 七 九 こに改れ に、 万 五 + 「千百 改 (1) 九 を「一万四千 九千三百円 百 を「二万四千四百 「六千七百七十 九十 十円 に、 中 九 八千百五十 号 百八十円」に、 万 同 「七千三百 に改め 七 + 千百九十 項第三号 五五千 「四千百 「六千六百 「三千五百五十円」に 円 (1) 項 百円 円 同 \Diamond を 八十円」に、 「二万二千 号 を 中 第 「二万三千六 九 同 を を「二万五 _ ハ $\overline{}$ 「三千三百二十 円 項第二号イ(1) 八百 円 (2)八十円」 百 円 号 同項第五号イ中「三千三百八十円」を 1 を を 「千三百 十円」 円 円 万 五 中 中 九 イ 兀 に改 「六千七 に 中 「七千三百二十円 「一万千百九十円」を「一万千三百五 を「八千二百六十円」 七十円」に、 千四 を「五千九百七十円」 を「六千八百八十円 千三百八十円 十円」に、 改 百 万 め、 千九 +円 八 め、 六 に を「四千二百十円」 千 十円」 に、 円 千 百 改 百三十円」 八 十円」 十円 め、 中「二千百七十円」 改 五. 同 百五十円」を 円」に改め、 同 百二 に、 + 8 項第四号イ 号 同号 ごを を 円 + 「五万千四百八 口 「三万四千六百 兀 同 に 中 円 「二万三千二百三十 とを に、 に改 号 改 を「 兀 千 八八 ハ 六 (1) 中 兀 8 万 口 を に改 同号イ 千百二十円」 め、 中「千三百四十 ` 千 百九 (2) 中 「三千 _ 七千三百三十 「七千三百 「六千八百二十円」 ·「六千九· に改 同号 万 五 に に改 四十 千 改 め、 万 同 八 を「二千百九 十円」 三百二十 口中 め、 千七 円 め、 め、 (2)八十 円 項第六号イ 百 同 中 兀 三千 七十円 十円」 同号ニ 同号 七百 百十 を 同号 号口 円 を +「一万五千 「四千九百四十円 を「五万二千三十円」 に改 户 円 六 円 -円」を 十円」 八十円」 円 兀 (2)を「三万五千二百 円 口 口 四百円 を に、 千 (2) 中 千 を \Diamond (1) を「六千百三十 (1)中 中 \sqsubseteq に + に改め、 に 五. 中 に 中 百 二万 $\overline{}$ \neg 円に、 に、 改め、 四万 二万 百 五 改 五 同 百二十円 千百 「六千五 「千三百 三千五 を 万 +七 万 「三千 兀 兀 円 + 千 イ 二二万 改 三千 千 千 同号 を 千 五. 円 同 六 五. 百 百 百 百

円」を 千九百 千八百 二千八 に改 九十円 七十円 十円」 万六千 項第十号 に改 千五百六 十円」に、「二十三万九千八十円」を を 万三千百 中 九百八十 「六百 七百二十円」 「九千二百三十円」 「三千百二十円」に、 め、 に改 8 「三千五 九十円」 百十 改 を「五千六百七十円」に、 「三千 九十円」 「二千六百四十 「八千三十円」を 十円 に、 め、 め、 同号イ(3) 四十円」に、 四十円」 同 円 円 百四 項第九号中「一万三千二百九十 円」に改 「五万七千 「二万二千 同号口 「二万六千二十円」 「一万七千三百 八 百二十円」 同項第八 を に、「六千三百 を「三千六百二十 百二十円」 に改め 十円」 を を「四万六千五 に改 中「三千五百九十円」 「二千七百五十円」に改め、 「二十二万八百円」に改め、 (1)中「千五百二十円」を「千五百四十円」 8 に、 「千四百五十円」 円に 百円 め、 号 を「九千三百八十円 八百三十円」に改め、 同号ロ 八八 を「三千五百六十円」に 1 同号二中 「八千二百三十円」を「八千三百六十円」 に ごを 同号ホ 中 「二万三千二百円」 改め、 四十円」を「一万七 千百五十円」に、 改め、同号ハ中「六千二百六十円」を 「一万三百四十円」を「一万五 円」を「六千三百八十円」に改め、 を「二万六千二百五 「五万七千 中「千十円」を「千二十円」に、 百五十円 円」に、「八千七 中 「一万五千六百七十円」を「一万五千九百三十 「三万七千七百七十円」を「三万八千二百六十 同 五 号 「二十四万二千二百円」に、「二十一 1 に、 万 を を「千四百六十円」に、 (2) ピに、 · 円 七千百五十円」を「五 四百二十円 「三千六百三十円」に、 同号二中「三万二千六百 を 「九千五百二十円」を「九千六 を「一万三千三百 「九百円」を 同項第七号 同号ニ(1) 「二万二千六百三十円」 「二万三千五百 改め、 千五百八十円」に 「二万千六百二十円」 百十 + _ 円 ·円」を 同号 に 中「六千 イ (1) 中 改 「九百十円」に、 \otimes 百円」 に、 「八千八 中 る 1六十円」 「三万百三十 円 万八千六十円 九百円」を 「六百三十円」 同号二(2)中 「二万二千三百 「二千六百二十 「三千七百 に改め、 改め、 「三千七 に改め、 「六千三百 「五千五 円 に改 百四十 を「二万 を「二万 同号 同 百 묽 묽 兀

. 埼玉県保健所使用料等条例の一部改正)

 \mathcal{O} うに 改正す 所使 用料等条 例 昭 和二十 五. 年 埼 玉 県 条 例 第三十号) \mathcal{O}

一項 中 「千五百三十円」 を 千 五. 百 五. +円 に 改 8 る

(食品衛生に関する条例の一部改正)

正 生 関 す る 条 例 (昭 和二十 五. 年 埼 玉 県 条 例 第三十二号) \mathcal{O}

項 第四 一号中 「六千 八 百 円 を 「六千 九 百 円 に 改 8

(埼玉県道路占用料徴収条例等の一部改正)

第 兀 次 掲 げ る 条 例 \mathcal{O} 規 定 中 百 分 \mathcal{O} 百 を 云百 分 \mathcal{O} 百 + 改 \otimes

- 埼 道 路 占 用 料 徴 収 条 例 (昭 和二十 八 年埼 玉 県 条 例 第 五. +七号) 第三条第
- 行 \mathcal{O} 項 政 財 び 産 建 \mathcal{O} 物 使 用 \mathcal{O} 項 料 す る 条 例 昭 和 三十 九 年 埼 玉 県 条 例 第 +七 别 表 土
- \equiv 条第 埼 玉 県 工 業 用 水 道 料 金 徴 収 条 例 昭 和 兀 +年 埼 玉 県 条 例 第 六 五. 第
- 兀 埼玉 県 水 道 用 水 料 金 徴 収 条 例 昭 和 兀 十三 年 埼 玉 県条 例 第 一号) 第 \equiv
- 五. 三十九 埼玉 号) 県 国 1 土 交 通 別 表第 省 \longrightarrow 号 所管 \mathcal{O} 表 公 \mathcal{O} 共 備 用 考第 財 産 七 使 号 用 及 料 徴 び 別 収 表第 例 棄 号 成十二 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 年 考第五 埼 玉 県 例 第
- 六 埼玉 考第 Ī. 県流 号 水占用 料 等 徴 収 条 例 (平 成 十二年埼 玉 県 例 第四 +号) \mathcal{O}

(埼玉県都市公園条例の一部改正)

五条 ように 改 埼 正 玉県 す る。 都市 公 遠 条 例 (昭 和三十六年 埼玉県条例第三十 八 号) \mathcal{O} --- 部 を 次 \mathcal{O}

円 円 の項 三六〇 \mathcal{O} 備考四 別 中 に 一七、 表第 改め、 に 円 七 改め、 中 六二円」 一の二運動 に、 - 「二千 $\stackrel{\checkmark}{\circ}$ 二三五円 〇 九 九 同 表 同 表 八 兀 を \mathcal{O} 円 百 一〇円」を「一 施 備考二中 便益施設 八、 を 設 七十円」 三四三円」を を「 七、 \mathcal{O} 九二五円」 項 中 八、 「千百六 (駐 三六九 を「二千九百二十四円」に 六 車場に Ó 四 九 \bigcirc に、 十一円」 円 六 限 円 に、 る。 〇三円」 に、 $\overline{\dot{}}$ 四三 を「千百八十三円」 \smile 五. 円」を 七二円」に \bigcirc \mathcal{O} に 項中)六円」 五四三円」 五九二 六 $\stackrel{\sim}{-}$ 四七 改 かる 改 を 九、 九 円 8 円 _ を 七円」 兀 に を 同表教養施 \bigcirc を 「 四 改 五. め、 兀 を 円 Ŧī. 兀 円 同 兀 設 表

表 8 \mathcal{O} 别 表第二 同 考四 表 \mathcal{O} 一第一号 中 備考三中 百百 分の \mathcal{O} 表 \neg 百分 公園施設 百 八 _ \mathcal{O} 百八」を を「百分 \mathcal{O} 項中 \mathcal{O} 「百分の 「三、三五五円」を 百十」 百十」 に 改め に 改 =め、 別 表 兀 第二 七 第二 号 \mathcal{O} 改

百 兀 兀 同 表第三第三号 表 \bigcirc \mathcal{O} 〇円_ 二 円 百百 考 を 分 を 中 $\bar{+}$ [11]11] \mathcal{O} \mathcal{O} 撮影 五. 百百 万九千 二八 分の 一 五 \mathcal{O} 項中 \bigcirc +=-八 Ō 百七 に、 〇 円 J \bigcirc 一六、 八 士五 九六二 七 門」に、 百 に ----円 分 改 の 二 ・ め、 を に 「百分 改 円」を「一六、 同表第六号 「五二五円」 め、 五. 九 \mathcal{O} 同表 _ 十三・二」 \mathcal{O} を \mathcal{O} 広告物 を Ŧī. 百百 考 「五三五円」 应中 \bigcirc に、 分 \bigcirc \mathcal{O} \mathcal{O} 円 <u>_</u> 表示 百 分の 六 万 項中 兀 千 改

第六条 埼玉会館条例(昭和四十一年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改表の備考六中「千分の十・三六八」を「千分の十・五六」に改める。に改め、同表の備考五中「百分の二・五九二」を「百分の二・六四」に改め、同

正する。

		1		
名 称 設 等 の		利用区分	利用	利用料金
			平日	日曜日・土曜日・休日
		午前	→ 対対 → ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	五五、四〇〇円以下
	1	午後	八二、〇〇〇円以下	一一〇、七〇〇円以下
	P	夜間	一〇六、七〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下
		日	一九一、三〇〇円以下	二五八、五〇〇円以下
†		超過一時間	二〇、五〇〇円以下	二七、七〇〇円以下
			日卡	日曜日・土曜日・休日
		午前	→ 対対 ○ ○ ○ 回 ○ ○ 日 回	七二、一〇〇円以下
	3	午後	一〇六、六〇〇円以下	一四四、〇〇〇円以下
	Ε	夜間	一三八、七〇〇円以下	一八七、二〇〇円以下
		日	二四八、八〇〇円以下	三三六、一〇〇円以下
		超過一時間	二六、七〇〇円以下	三六、〇〇〇円以下
			平日	日曜日・土曜日・休日
		午前	一三、七〇〇円以下	一八、五〇〇円以下
	A	午後	二七、四〇〇円以下	三七、〇〇〇円以下
	A	夜間	三五、七〇〇円以下	四八、二〇〇円以下
		日	六四、一〇〇円以下	八六、五〇〇円以下
k 		超過一時間	六、八九○円以下	九、二九〇円以下
/ え /			平日	日曜日・土曜日・休日
		午前	一七、九〇〇円以下	二四、一〇〇円以下
	3	午後	三五、六〇〇円以下	四八、一〇〇円以下
]	夜間	四六、四〇〇円以下	六二、六〇〇円以下
		日	八三、四〇〇円以下	一一二、四〇〇円以下
		超過一時間	八、九六〇円以下	一二、〇〇〇円以下
第一展示室	土	日		九、七二〇円以下

111,00	日	
	夜間	第七会議室
	午後	
	午前	
	日	
	夜間	をターノンで、新日で三
	午後	育った一般を
	午前	
一八	日	
九	夜間	69 11 27 18 51
七、	午後	第五公義室
111	午前	
一八	日日	
九	夜間	第四 会 詩 写
七、	午後	等 II A
111	午前	
1117	日日	
七、	夜間	第三会詩宝
五、	午後	等 1:1 47 6支 7:1
11,	午前	
一五五	日	
八	夜間	第二会說室
六、	午後	デフィー 人が 食気 でご
111	午前	
一九	日	
	夜間	第一会諍室
八	午後	-
四	午前	
	延長一時間	第三展示室
		長
	延長一時間	第二展示室
	日日	_
	延長一時間	

二、七五〇円以下	午前	
三八、〇〇〇円以下	一日	
一九、五〇〇円以下	夜間	第十丑会請写
一五、三〇〇円以下	午後	等一14.41 衰至
八、六七〇円以下	午前	
一八、一〇〇円以下	一日	
九、八七〇円以下	夜間	第一回会請写
七、六九〇円以下	午後	育上 II At 義 室
三、七七〇円以下	午前	
一三、〇〇〇円以下	一日	
七、二六〇円以下	夜間	第十三字論写
五、三七〇円以下	午後	育上三三義 室
二、七五〇円以下	午前	
三八、〇〇〇円以下	一日	
一九、五〇〇円以下	夜間	4 ワー・-/フ 割町 500
一五、三〇〇円以下	午後	第十二公義室
八、六七〇円以下	午前	
三八、〇〇〇円以下	一日	
一九、五〇〇円以下	夜間	第十一 会 詩 写
一五、三〇〇円以下	午後	-
八、六七〇円以下	午前	
一三、〇〇〇円以下	一日	
七、二六〇円以下	夜間	第十字辭室
五、三七〇円以下	午後	等一 经发验
二、七五〇円以下	午前	
一八、一〇〇円以下	一日	
九、八七〇円以下	夜間	第サ会議室
七、六九〇円以下	午後	完長
三、七七〇円以下	午前	
一八、一〇〇円以下	日日	
九、八七〇円以下	夜間	第一年壽宝
七、六九〇円以下	午後	うくことなる
三、七七〇円以下	午前	

				第二楽屋					第一楽屋							ル室	リハーサ						系	I E			ニッピッン・シ	ラ ウ ノ ブ			第一プ会 調写	ラーマを奏き
午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	D 夜 間	午後	午前	超過一時間	日	C 夜間	午後	午前	日	夜間	午後	午前	日	夜間	午後	午前	日日	夜間	· 午 後
一、+	一、+	1,0	五、一	1, 0	11, 0		/\	四、五				1,1	六、三	11, 4	11, 4	11, 4	1	Ξ', _		- , 11		11,11	六、一	四、七	11, 🖹	六〇、五	三五、五	二四、三	111,	111, 0	七、一	五、三
七四〇円以下	七四〇円以下	〇一〇円以下	二二〇円以下	〇三〇円以下	〇三〇円以下	〇三〇円以下	八七〇円以下	五〇〇円以下	七四〇円以下	七四〇円以下	七四〇円以下	二〇〇円以下	三八〇円以下	六〇〇円以下	六〇〇円以下	六〇〇円以下	六〇〇円以下	一九〇円以下	三〇〇円以下	三〇〇円以下	三〇〇円以下	三〇〇円以下	二四〇円以下	七九〇円以下	四六〇円以下	五〇〇円以下	五〇〇円以下	三〇〇円以下	一〇〇円以下	〇〇〇円以下	二六〇円以下	三七〇円以下

七二〇円以下	超過一時間	
三、六三〇円以下	日	
一、四五〇円以下	夜間	第九楽屋
一、四五〇円以下	午後	
一、四五〇円以下	午前	
七二〇円以下	超過一時間	
三、六三〇円以下	日	
一、四五〇円以下	夜間	第八楽屋
一、四五〇円以下	午後	
一、四五〇円以下	午前	
七二〇円以下	超過一時間	
三、六三〇円以下	日	
一、四五〇円以下	夜間	第七楽屋
一、四五〇円以下	午後	
一、四五〇円以下	午前	
七二〇円以下	超過一時間	
三、六三〇円以下	日	
一、四五〇円以下	夜間	第六楽屋
一、四五〇円以下	午後	
一、四五〇円以下	午前	
七二〇円以下	超過一時間	
三、六三〇円以下	日	
一、四五〇円以下	夜間	第五楽屋
一、四五〇円以下	午後	
一、四五〇円以下	午前	
一、二三〇円以下	超過一時間	
六、〇九〇円以下	日	
二、四六〇円以下	夜間	第四楽屋
二、四六〇円以下	午後	
二、四六〇円以下	午前	
八七〇円以下	超過一時間	
四、五〇〇円以下	日	
一、七四〇円以下	 夜 間	第三楽屋

(埼玉県立武道館条例の一部改正)

ように改正する。第七条 埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号) の一部を次の

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

					金額	(円)		
	<u> </u>	}	午前九時か	午後一時か	午後五時三	午前九時か	午後一時か	午前九時か
	Z	分	ら午後零時	ら午後五時	十分から午	ら午後五時	ら午後九時	ら午後九時
			三十分まで	まで	後九時まで	まで	まで	まで
	<u>-</u>	全面使用	000 ,11	一二、五七〇	000 ,11	〇光1,111	1 三、 五七〇	011,111
	ツでオー	三分の二	○XO <i>X</i>	九、二〇	○次○ 次	一五、六一〇	七、二八〇	
	用する							
道 主	合 ;	面使用の一	四、〇八〇	四、六〇	四、〇八〇	七、八五〇	八、六九〇	五三〇
易道	スポー	全面使用	1 1 1 000	11年、1四〇	1111'000	四二、五三〇	四七、一回〇	太17、1110
ţ	ツ 以 外	三分の二			=			
	で使用	面使用	- - - -		1 % 1 !!		= 	<u>四</u> 五 ナ 七
	する場	三分の一		ī, 	<u>/</u> 150	- E. E. O		
	合	面使用	<i>)</i> - +	<i>†</i>	- - -	- 3 - (- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
第	スポーツ	ツで使用						_
_	する場合	台	7 (1	ナー	7 (- - - -	ナナ	- - <i>J</i>
道	スポーツ	ツ以外で			5			
場	使用する	の場合	- - - -	_ 	- - - -		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
第	スポーツ	ツで使用	7, OTO		J. OTIO	1 1 , 1110	117	1 Tr 1 70
=	する場合	合	7 (1	<i>7</i>	7 (1	- - - -	- - - - - - (- - <i>J</i>
道	スポーツ	ツ以外で	一二、一五〇	三、八〇	二、一五〇	二三、四六〇	二五、九八〇	三四、三六〇

場一使用する場合						
近的弓道場		五,〇二〇	四(四()	八、四八〇	九四〇	九、四二〇 一二、四六〇
遠的弓道場	国(国()()	五, 〇1 〇	町、町〇〇	八、四八〇	九、四一〇	九、四〇 一八四八〇
屋外相撲場	二、九三〇	三、三五〇	1、九三〇	五、六五〇	六、二八〇	八二七〇
屋内相撲場	二、九三〇	三、三届〇	二、九三〇	五、六五〇	六、二八〇	八二七〇
第一会議室	一、一五〇	1、11短〇	一、一五〇	11, 1100		三、11回〇
第二会議室	一、一五〇	1、1150	1、1五〇	11, 1100	1, 10	三、11回〇
第三会議室	一、一五〇	一、二五〇		一、1五〇 17100 17四10 1171回0		三、1回〇

別表第二号1の表中「二五〇」を「二六〇」に改める。

別 表第三号の 表放送室の 項中「七、 兀 $\overline{\bigcirc}$ Ö を「七、 五. 四〇 に 改 \otimes 同 表 浴

室の項中「三、〇八〇」を「三、一四〇」に改める。

(埼玉県秩父高原牧場条例の一部改正)

第 ように 八条 埼玉県秩 改 正す 父高原牧場条例 (昭和四十 八年埼 玉県条例第九 \mathcal{O} 部を 次

 \otimes 別表 第一 中 五 \bigcirc 円 を <u>五</u>二〇 円 に、 七二〇 円 を t 兀 \bigcirc に 改

二〇〇円」に 表第二中「五、 改める \bigcirc 円 を 五、 二〇〇円」 に、 四、 \bigcirc \bigcirc 円 を

(埼玉県立嵐山郷条例の一部改正)

九条 うに改正する。 埼玉県立嵐山 [郷条例 昭昭 和五十年埼玉県条例 第七 十四号) \mathcal{O} _ 部を 次 \mathcal{O} ょ

(埼玉 明書 表第 一県総合 \mathcal{O} 項及 兀 一診 六 断書 び 七 ハ 身 ピ 体検査書の \bigcirc \mathcal{O} 円 二 リテー 中 シ 項 中 ョン =五三〇円 セ 「一、五三〇 ーンター 二四〇円」 条例 円 を「三、三〇〇円」 \mathcal{O} を「一、 五. 部改正) 五. \bigcirc 円 五. 五〇円」 に改め、 匹、 に改め 五. 九 同 \bigcirc

第十条 玉県総合リ \mathcal{O} 部を次 ビリテ \mathcal{O} ように 改 シ で正する。 彐 ンセン ター 条例 (昭和五十六年埼 玉県 例

明書 別 別表第一診療及び 表第二診断書の 四、 県立近代美術 \mathcal{O} 六七 び \bigcirc 館条例 :検査書 円 検査 項 中「一、五三〇円」 に、 の項第三号中「百分の \mathcal{O} \mathcal{O} 項中 「三、二四〇円」 部 改正 五. \equiv を「一、 円 を「三、三〇〇円」 百 八 を「一、 五. 五. を「百分の百 〇円」に、 五. 五〇 円に 士に に改め、 四、 改め 改 五. 8 同表 九〇

第 を次 一条 \mathcal{O} ように改正する 埼玉県立近代美術館 条例 (昭和五十七年埼玉県条例第五十五号) \mathcal{O} 部

一 三 〇 Ŧī. 表 第二中「一、二三〇円」 改 がある。 ○円」を「四、 二五〇円」 八 \bigcirc 門」に、 =四六 \bigcirc 八 \bigcirc 円 二 円 を

〇円」 を (埼 玉 「一三、二〇〇円」に、 別 表第三中 を 県立障害者歯科診療所条例 四、 [::]::]` 兀 〇〇円」に、 四八 七、 ○円」を「三 五六 \mathcal{O} _ 部 ○円」を 改正 六〇円」を「二、二〇〇 兀 _ 七、 に、 に、 円 に 九六 四、 改 が る。 \bigcirc <u>=</u> <u>円</u>

埼玉県立障害者歯科診療所条例 (昭和 五十七 年埼玉 県 条例 第五十七

の一部を次のように改正する。

別 表第 中 「一、五三〇円」 を \neg 五. 五. に 改 め る。

(埼玉県県民健康福祉村条例の一部改正)

第十三条 0 ように改正する。 埼玉県県民 健 康福祉 村 条例 (昭 和 六十二年埼 玉 一県条例 第八号) \mathcal{O}

に改め、 に改め、 八〇」に、 改め、 こに、 別表第 五三〇 \mathcal{O} 項 二七 中「六二〇」を「六三〇」 同 _ 別 「一、七三〇」を「一、 同表屋内 表 号の表屋 表第三号の に改め、 レ 九八〇」 プー 八六〇」を ーニング室 内 「六二〇」 表中 同 ル プ 及び] 表多目的 を「二、〇二〇」に、「一、五四 五五 ル $\overline{}$ \mathcal{O} \mathcal{O} 項中 レ 項 を「六三〇」に、 運動場の 中 ○」を「二六○」 に改め 七六〇」 九〇〇」に、「一、 七五五 ニング室 八八七 に改め、 \bigcirc ○」を「七 項中 同表ソフト (一括利用) を 「 八 に 別 七〇」 九〇 表第二号 _ 改 兀 ボ 8 八 三六 $\dot{\tilde{\mathbf{S}}}_{\circ}$ \bigcirc \mathcal{O} ル \bigcirc に、 \bigcirc に、 項 場 \bigcirc を「一、 0 中 を 0 「三七 を「一、五 四三〇」 表テ 項中「五二〇」 を ニス場(一 0」を 二五五. 五. 七 を 四〇 \bigcirc

(埼玉県産業文化センター条例の一部改正)

四条 埼玉県産 業文化セン タ 条例 ~昭 和 六十二年 埼 玉 |県条例: 第四

別表中表の部分を次のように改める。

次

ように

改正

する。

	1	A			施設等の名称
超過一時間	一日	平日夜間	午後	午前	利用区分
九八、五〇〇円以下	七七八、〇〇〇円以下	四〇九、三〇〇円以下	三四九、八〇〇円以下	一九四、四〇〇円以下	利用料金

						7	小ホール																			 プ ブ	た 				
	I	В		平				休	土	日	P	A		平				休	土	日	I	3		平				休	土	月	
曜日・				平日				日	一曜 日	曜 日				平日				日	曜日・	曜 日				· E				目	· 曜 日	曜 日	
午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前
六三、1	=	一七、一	一三六、	七二、五	五八、〇	二九、〇	=	二五二、五	一三四、八	一〇七、1:	计、三进	111 , 1	一七七、〇	九四、一	七五、二	三七、五	- 八十十	六〇五、三	- , -	- , 六	一五〇、八	六九、五	五四四、二	二八六、〇	二四五、一	1、汗川	10八、1	八六五、	四五四、二	三八八、九	二一六、1
七〇〇円以	八〇〇円以下	二〇〇円以下	四〇〇円以下	五〇〇円以下	000円以下	000円以下	八〇〇円以下	五〇〇円以下	八〇〇円以下	三〇〇円以下	六〇〇円以下	六〇〇円以下	000円以下	二〇〇円以下	三〇〇円以下	五〇〇円以下	八〇〇円以下	四〇〇円以下	八〇〇円以下	八〇〇円以下	八〇〇円以下	五〇〇円以下	三〇〇円以下	000円以下	二〇〇円以下	四〇〇円以下	七〇〇円以下	一〇〇円以下	三〇〇円以下	九〇〇円以下	二〇〇円以下

第一楽屋	L)						第三練習室					第二練習室					第一練習室							リノーサア	、 ナ							
		С	Ι.		超過	日日	夜間	午後	午前	超過	日日	夜間	午後	午前	超過	日日	夜間	午後	午前		П	D	П	П			С	1				
超過一時間	一日	夜間	午後	午前	一時間					一時間					一時間					超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	一旦	夜間	午後	午前	超過一時間	休日	土曜日・一夜間
一、七二〇円以下	八、七一〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	三、四六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	七、九七〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、一八〇円以下	三、〇四〇円以下	一五、二一〇円以下	六、○八○円以下	六、○八○円以下	六、○八○円以下	四、六〇〇円以下	二二、六二〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	八、九七〇円以下	二、三〇〇円以下	一一、三一〇円以下	四、四八〇円以下	四、四八〇円以下	四、四八〇円以下	一八、七〇〇円以下	一五〇、八〇〇円以下	八一、〇〇〇円以下

		第四終屋(固室) - 1)									章 三 月 (B-	第三 美 量 - 3)									了 少 (B -	第二 集 量 - 2)									(В
				С					D					С					D					С					D		
午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前
四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	一、一二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	三、四四〇円以下	一七、四二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下	六、九二〇円以下

			作	第二終屋(固室) - 4)									第 月 子 編 月 子 編 月 子 編 月 子 編 月 子 編 月 子 編 日 子 編 日 子 一 日 子 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一	国室								ı	第 王								_
	D					С					D					С					D					С					D
日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間
八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、七〇〇円以下	八、〇八〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	三、一六〇円以下	八五〇円以下	四、〇四〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	一、五八〇円以下	二、二八〇円以下	一一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	四、三二〇円以下	一、一四〇円以下	五、五〇〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、一六〇円以下	二、二八〇円以下	一一、〇〇〇円以下	四、三二〇円以下

			D		章 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	第 十 終 量 7))	С					D		第 サ 月 (1-	育工學		С					D			第一条 5)		С			
午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間
四、〇四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	七一〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、一二〇円以下	五、八〇〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下	五六〇円以下	二、九〇〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	一、一四〇円以下	八二〇円以下	四、三二〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	一、七〇〇円以下	四一〇円以下	二、一六〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	八五〇円以下	一、七〇〇円以下

								第十三終 屋 - 3)									第 二 沙 屋 (2-	第 十二 整 七 2)									第 十 · · · · · · · ·	_			
С					D					С					D					С					D					С	
夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	日日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一田	夜間	午後	午前	超過一時間	田	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後
七一〇円以下	七一〇円以下	七一〇円以下	一、四二〇円以下	七、二四〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	二、八八〇円以下	七一〇円以下	三、六二〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四四〇円以下	一、四二〇円以下	六、六二〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	二、五八〇円以下	七一〇円以下	三、三一〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	一、二九〇円以下	四、〇四〇円以下	二〇、三〇〇円以下	八、〇八〇円以下	八、〇八〇円以下	八、〇八〇円以下	二、〇二〇円以下	一〇、一五〇円以下	四、〇四〇円以下	四、〇四〇円以下

附属設備			国際会議室							第 一 四 達 2 一		
	超	_	夜	午鄉	午			D				
	過一時間	П	間	後	前	超過一時間	日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日
規則で定める額以下	二七、四〇〇円以下	二〇八、九〇〇円以下	七六、八〇〇円以下	九四、二〇〇円以下	六九、五○○円以下	八二〇円以下	三、七四〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	四一〇円以下	一、八七〇円以下

(埼玉県農林公園条例の一部改正)

第十五条 ように 改正する。 埼玉県農林公園条例 (昭和六十三年埼玉県条例第十三号) \mathcal{O}

円」に改め、 三二〇円」に、「二、一 項中「一、六八○円」を「一、七一○円」に、「二、九八○円」を「三、○三○ 円」を「七、 一九〇円」を「二、二三〇円」に改める。 表第 一研修室の 五一〇円」に改め、 同表木工工作室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、 項中 九〇 四、 円」を「二、 五三〇円」 同表第二研修室の 二三〇円」に改め、 を 「 四、 項中「一、二九〇円」を「一、 六二〇円」に、 同 表調理実習室の 弋

(埼玉県環境整備セ ンターの手数料等に関する条例の 部改正

第十六条 条例第四十八号)の一部を次の 埼玉県環境整備センタ ーの手数料等に関する条例(昭和六十三年埼玉県 ように改正する。

〇 九 五 別表 円」に改め、 一の項中 「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、 同表二 の項 中「一、九五四円」 を「一、 九九 〇五七円」を「二、 ○円」に改める。

(埼玉県県民活動総合センター条例の一部改正)

第十七条 埼玉県県民活動総合センター条例 改正する。 (平成二年埼 玉県条例第八 \mathcal{O}

表第 0 表 中 表 0 部 分 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

が記 ク 名 利 等	· ウ る 东
[2 5	<u>₹</u>
午	
前	
午	
後	利用
夜	料金
間	の上限額(
_	円)
日超過三十分	

四七〇	七、五五〇	11, 11110	111, 111110	二、三六〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	A	第五セミナー
二七〇	四、三一〇	一、九二〇	一、九二〇	一、二八〇	В	室
1100	111, 111110	一、四九〇	一、四九〇	九九〇	A	第四セミナー
1110	111' E 1110	一、五〇〇	〇〇円 , 1	1、0米0	В	室
一六〇	11、大大〇	一、一六〇	1、1长〇	八三〇	A	第三セミナー
二七〇	四、三一〇	一、九二〇	一、九二〇	一、二八〇	В	室
1100	11, 1110	一、四九〇	一、四九〇	九九〇	А	第二セミナー
1110	三、四三〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、〇六〇	В	室
一六〇	二、六六〇	一、一六〇	一、一六〇	八三〇	А	第一セミナー
一、二八〇	110, 1100	八、八五〇	八、八五〇	六、二六〇	В	ホール
九九〇	一五、六〇〇	六、八一〇	六、八一〇	四、八二〇	А	第二セミナー
一、二八〇	110'1100	八、八五〇	八、八五〇	六、二六〇	В	ホール
九九〇	一五、六〇〇	六、八一〇	六、八一〇	四、八二〇	А	第一セミナー
三八〇	六、一五〇	二、七三〇	11、七三〇	一、八〇〇	В	ル室
= 00	四、七三〇	11, 100	11, 100	一、四〇〇	А	第二リハーサ
三八〇	长、一五〇	二、七三〇	011、九三〇	一、八〇〇	В	ル室
1100	四、七三〇	11, 100	11, 100	一、四〇〇	А	第一リハーサ
一四〇	二、五〇〇	1, 110	1,110	六八〇	В	7 3
 	一、九三〇	八七〇	八七〇	五二〇	А	第 、
一四〇	二、五〇〇	1、110	1,1110	六八〇	В	王
<u> </u>	一、九三〇	八七〇	八七〇	五二〇	A	第 丘 終
一四〇	三、五〇〇	1、1110	1,1110	六八〇	В	第 四 第
1 1 0	一、九三〇	八七〇	〇十八	五二〇	A	É
一四〇	11′ 用〇〇	1 , 1110	1,1110	六八〇	В	=
1 1 0	一、九三〇	八七〇	〇十八	五二〇	A	第二 美 量
	11、五〇〇	1, 1110	0111,1	六八〇	В	- 第
1 1 0	一、九三〇	八七〇	八七〇	五二〇	A	-
一 四 〇	三、五〇〇	1, 1110	1,1110	六八〇	В	- -
 	一、九三〇	八七〇	八七〇	五二〇	А	第一 終
三、七四〇	六〇、四〇〇	二七、三〇〇	114,1100	一六、三〇〇	В	日日
二、八八〇	四六、五〇〇	111,000	111,000	一二、六〇〇	A	翟 曜
三、110	五〇、三〇〇	1111、七〇〇	1111, 400	1三、六〇〇	В	小 ホ
二、三九〇	三八、七〇〇	一七、五〇〇	一七、五〇〇	一〇、五〇〇	A	F 3

		— 五 C	一、 五 C C	一、〇六〇	В	
		 			A	第五準備室
一六〇	六六	一、一六〇	六	Ξ.	A	
1110	三、四三〇	一、五〇〇	一、五〇〇	0、1、0六0	В	第 四 對 備 当
一六〇	二、大大〇	一、一六〇	1、1长〇	八三〇	A	進
1110	川、国川〇	一、五〇〇	1、用〇〇	1、0长0	В	三 至
一六〇	二、六六〇	一、一六〇	一、一六〇	八三〇	А	第三
	三、四三〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、〇六〇	В	- 2 17
一六〇	二、六六〇	一、一六〇	一、一六〇	八三〇	A	第二
1110	三、四三〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、〇六〇	В	- - 10
一六〇	二、六六〇	一、一六〇	一、一六〇	八三〇	A	第 一 準
九七〇	五、二〇〇	六、六九〇	六、六九〇	四、七四〇	В	室
七五〇	一 、八〇〇	五、一五〇	五、一五〇	三、六五〇	А	第十七セミナ
六一〇	九、九四〇	四、三一〇	四、三一〇	11, 010	В	室
四八〇	七、六五〇	11, 1110	111, 11110	11, 11110	A	第十六セミナ
六一〇	九、九四〇	四、三一〇	四、三一〇	11, 010	В	室
四八〇	七、六五〇	11, 1110	111, 11110	11, 11110	А	第十五セミナ
四七〇	七、五五〇	11, 11110	111, 11110	二、三六〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	A	第十四セミナ
四七〇	七、五五〇	111/0	111/ 111110	11、川长〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	A	第十三セミナ
四七〇	七、五五〇	11, 11110	111110	二、三六〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	A	第十二セミナ
四七〇	七、五五〇	11, 11110	111110	二、三六〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	А	第十一セミナ
九七〇	1年、1100	六、六九〇	六、六九〇	国、七国〇	В	室
七五〇	11, <00	五、一五〇	五、一五〇	三、六五〇	A	第十セミナー
六一〇	九、九四〇	四、三一〇	图'川门〇	111, 010	В	室
四八〇	七、六五〇	11, 1110	111, 11110	11, 11110	А	第九セミナー
四七〇	七、五五〇	11, 11110	111, 11110	二、三六〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	A	第八セミナー
四七〇	七、五五〇	11, 11110	111, 11110	二、三六〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	A	第七セミナー
四七〇	七、五五〇	11, 11110	111110	二、三六〇	В	室
三六〇	五、八二〇	二、四九〇	二、四九〇	一、八二〇	A	第六セミナー

(-			3	1	
五〇〇	せ、七七〇	三、四三〇	三、四三〇	二、三六〇	В	第三会議室
三八〇	五、九八〇	二、六六〇	二、六六〇	一、八二〇	A	
- - - 0	一七、二〇〇	せ、七七〇	せ、七七〇	五、一七〇	В	
八五〇	1 11, 1100	五、九八〇	五、九八〇	三、九九〇	A	第二合義室
-, 0-0	一五、五〇〇	七、一一〇	七、一一〇	四、七四〇	В	- - - -
七八〇	一一、九〇〇	五、四八〇	五、四八〇	三、六五〇	A	第一 A
t -0	· = 00	四、九六〇	四、九六〇	三、四二〇	В	¥
五五〇	八、七一〇	三、八二〇	三、八二〇	二、六四〇	A	音楽スタジオ
t_ 	· = 00	四、九六〇	四、九六〇	三、四二〇	В	五 石 化
五五〇	八、七一〇	三、八二〇	三、八二〇	二、六四〇	A	斗 里 汧 多 室
四六〇	七、三六〇	三、二四〇	三、二四〇	11, 1110	В	i #
三五〇	五、六七〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一、七一〇	A	手芸训乍室
四六〇	七、三六〇	三、二四〇	三、二四〇	1, 110	В	正 # 化
三五〇	五、六七〇	三、五〇〇	二、五〇〇	一、七一〇	A	il
四六〇	七、三六〇	三、二回〇	三、二四〇	11, 11 0	В	芸 併
三五〇	五、六七〇	三、五〇〇	三、五〇〇	一、七一〇	A	甸芸制乍室
四六〇	七、三六〇	三、二回〇	三、二四〇	11, 11 0	В	芸 件
三五〇	五、六七〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一、七一〇	A	L 芸 削 乍 눝
九七〇	五、二〇〇	六、六九〇	六、六九〇	四、七四〇	В	二 石
七五〇	一 、八〇〇	五、一五〇	五、一五〇	三、六五〇	A	
三四〇	五、六〇〇	二、三六〇	二、三六〇	一、七〇〇	В	— 石
二七〇	四、三二〇	一、八二〇	一、八二〇	1、三二〇	A	
六一〇	九、九四〇	三 ()	三一〇	=, 0 0	В	研修室
四八〇	七、六五〇	111/ 11/11/0	111, 111110	11' 11 110	A	第三パソコン
一、一六〇	一八、二〇〇	七、九九〇	七、九九〇	五、六〇〇	В	研修室
九〇〇	一四、一〇〇	六、一五〇	六、一五〇	四、三二〇	A	第二パソコン
11100	四、九六〇	11′1閏〇	二、一四〇	一、五〇〇	В	研修室
二四〇	三、八二〇	一、六六〇	一、六六〇	一、一六〇	A	第一パソコン
一、六五〇	二六、二〇〇	一, 四〇〇	一一、四〇〇	七、九九〇	В	オ
一、二七〇	110, 1100	八、八一〇	八、八一〇	六、一五〇	A	視聴覚スタジ
100	1、七〇〇	八四〇	八四〇	国 1 〇	В	第七準備室
八〇	1 , 11110	大六〇	六六〇	11 11 0	A	進
	川、国川〇	一、五〇〇	一、五〇〇	1、0六0	В	第一件
一六〇	二、六六〇	一、一六〇	一、一六〇	八三〇	A	推 带
-	_		_	_	•	

- 7		, , , , , , ,			<u>.</u>	丁をあったりを) 目的には
一 四 〇	二、五六〇	1,010	1,010	六八〇	В	
_ _ O	一、九八〇	七九〇	七九〇	五二〇	A	
	三、九二〇	一、五三〇	一、五三〇	1,010	В	乔
一六〇	111' 01110	一、一八〇	1、1六〇	七九〇	A	
	三、八七〇	1、七〇〇	1、400	1、0米0	В	第 プラ 諸 写
一八〇	二、九九〇	1 , 11110	1 , 11110	八三〇	A	第一 会 義 室
	三、八七〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、〇六〇	В	第五分壽
一八〇	二、九九〇	1 ' 111110	1 ' 11110	八三〇	A	第 丘
五〇〇	七、七七〇	川、国川〇	111' E111O	11、11140	В	第四会請当
三八〇	五、九八〇	二、六六〇	二、六六〇	一、八二〇	A	

別表第一号の表の備考六中「三千百七十円」 を「三千二百三十円」に改め、 別

表第二号の表中表の部分を次のように改める。

ン グ 室 ニ	5 5 5	テニス易	重	重動		Ī	本育官		称	施設の名
一 人 一 回	- D	面	_	<u> </u>		ř Si	<u> </u>	È T	[2 5	₹.
旦	В	A	В	A	В	A	В	A	7	J.
	一、八八〇	一、四六〇	二、六五〇	二、〇五〇	川'园10	二、大三〇	六、六五〇	五、一二〇	午前	
	二、四六〇	一、九〇〇	三、六〇〇	二、七八〇	五、三二〇	四、一〇〇	一〇、六〇〇	八、二〇〇	午後	利用
					五、三二〇	四、一〇〇	10、六00	八、二〇〇	夜間	利用料金の上限額(
	四、一八〇	11, 1110	五、八八〇	四、五四〇	五、三二〇一〇、六〇〇	八、二〇〇	111,1100	一六、四〇〇	一日	(円)
五〇	三六〇	二八〇	五二〇		七四〇	五七〇	一、四七〇	一、 一 回 〇	超過三十分	

○」に改め、 五五〇」に、 別表第三号の表中 「二、九三〇」 同表の備考四中 四、 九〇 を「二、九八〇」に、 「千二十円」を「千四十円」 を 四、 七〇」 =に、 に改める。 八〇〇」を「三、 五 四五〇 を 五 八七

(埼玉県自然学習センター条例の一部改正)

第十八条 次のように改正する。 埼玉県自然学習センター条例 (平成四年埼玉県条例第十七号) の一部を

講義室 一、○□	放言等 <i>0</i> 名和	文学)
〇五〇円以下	午前	
一、四七〇円以下	午後	利用彩金
二、二〇〇円以下	日	

行三具のの国立へ	会議室	研究実験室·	_
奇豆具多り国に、 ことを引動を引りてなてご	三一〇円以下	六三〇円以下	
	四二〇円以下	八四〇円以下	
	六三〇円以下	一、二六〇円以下	

部を次のように改正する。第十九条 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例(平成六年埼玉県条例第八号)の一(埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例の一部改正)

							Σ	ト 床 l レ											Σ	た ト レ						施設等の名称
				I	3					I	4					Ι	3					A	A			
午 前		超過一	日	夜 間	午 後	午前		超過一	日	夜 間	午後	午前		超過一	日	夜 間	午後	午前		超過一	日	夜 間	午後	午前		利用区
		時 間						時間						時間						時 間						分
二三、九〇〇円以下	平日	一一、二〇〇円以下	一〇三、二〇〇円以下	五三、六〇〇円以下	四一、二〇〇円以下	二二、六〇〇円以下	平日	五、六〇〇円以下	五一、六〇〇円以下	二六、八〇〇円以下	二〇、六〇〇円以下	一一、三〇〇円以下	平日	三六、二〇〇円以下	三二九、二〇〇円以下	一七一、〇〇〇円以下	一三一、六〇〇円以下	七二、四〇〇円以下	平日	一八、一〇〇円以下	一六四、六〇〇円以下	八五、五〇〇円以下	六五、八〇〇円以下	三六、二〇〇円以下	平日	利用
三一、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一四、六〇〇円以下	一三四、〇〇〇円以下	六九、六〇〇円以下	五三、四〇〇円以下	二九、二〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	七、三〇〇円以下	六七、〇〇〇円以下	三四、八〇〇円以下	二六、七〇〇円以下	一四、六〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	四七、〇〇〇円以下	四二七、八〇〇円以下	二三二、二〇〇円以下	一七一、〇〇〇円以下	九四、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二三、五〇〇円以下	二一三、九〇〇円以下	一一一、一〇〇円以下	八五、五〇〇円以下	四七、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	用料金

円以下
〇円以下
〇円以下
〇円以下
〇円以下
〇円以下
〇円以下
〇円以下
円以下
円以下
円以下
円 以 下
〇円以下
円以下
円 以 下
円以下
円以下
円 以 下
円 以 下

四六〇円以下	午前
四二〇円以下	超過一時間
二、八〇〇円以下	一日
一、二三〇円以下	小練習室A 夜間
一、一二〇円以下	午後
八四〇円以下	午前
九二〇円以下	超過一時間
六、一三〇円以下	一日
二、七〇〇円以下	中練習室
二、四五〇円以下	午後
一、八四〇円以下	午前
四、三四〇円以下	超過一時間
二八、九〇〇円以下	一日
一二、七〇〇円以下	大練習室 夜間
一一、五〇〇円以下	午後
八、六九〇円以下	午前
三八〇円以下	超過一時間
二、五九〇円以下	一日
一、一三〇円以下	小稽古場三 夜間
一、〇三〇円以下	午後
七七〇円以下	午前
三六〇円以下	超過一時間
二、三九〇円以下	一日
一、〇五〇円以下	小稽古場二 夜間
九五〇円以下	午後
七二〇円以下	午前
二九〇円以下	超過一時間
一、九八〇円以下	一日
八七〇円以下	小稽古場一 夜間
七九〇円以下	午後
五九〇円以下	午前
一、二二〇円以下	超過一時間
八、一三〇円以下	一日
三、五八〇円以下	中稽古場二 夜間
-	

ル 第 ル 第 ル 第 ル 第 室 D 室 C 室 C 室 B 一夜午午超一夜午午超一夜午午超一夜午午超一夜午午超一夜午午	一、二六〇円以下	超過一時間	
次	三〇〇円以		<u>贝</u> 第
(本)	五二〇円以	夜間	
中	五二〇円以	午後	 レ
上	五二〇円以	午前	
次第	〇円以	過一時	
水 第 室立 室立 本 本 本 本 本 本 本 本 本 上 本 中 問 本 本 中 用 本 本 本 中 用 本 本 中 中 中 中 中 中 <td>二六〇円以</td> <td></td> <td>三 身 屋</td>	二六〇円以		三 身 屋
全 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	〇〇円以	夜間	
字 中 本 本 大 大 へ へ 大 へ へ 大 へ へ 大 へ へ 大 へ へ 大 へ へ 大 へ へ 大 へ へ へ へ へ 大 へ	〇〇円以	午 後	
2 C 年後 2 C (本) 2 (本) (本) 3 (本) (本) 4 (本) (本) 5 (本) (本) 6 (本) (本) 6 (本) (本) 7 (本) (本) 8 (本) (本) 8 (本) (本) 9 (本) (本) 1 (本) (本) 1 (本) (本) 2 (本	七〇〇円以	午前	
 次第 一日 一日 一日 一日 一日 超過一時間 一日 一日 超過一時間 一日 一二 一二 二三 一二 二二 二二 二二 二二	〇〇円以	過一時	
次第 内容 本 中 助 工 本 <td>五二〇円以</td> <td></td> <td>- - - - - - - - - - - - - - - - - - -</td>	五二〇円以		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
午後 大一〇円以 中間 一、五三〇円以 中間 一、五三〇円以 中間 一、七六〇円以 中間 一、七六〇円以 中間 一、七六〇円以 中間 一、七六〇円以 中間 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 八八〇円以 一、八〇〇円以 八八〇〇円以 一、八〇〇円以 八八〇〇円以	八〇〇円以	夜間	
午前 超過一時間 一、五三〇円以 午前 超過一時間 一、七六〇円以 午前 超過一時間 七〇〇円以 一日 一、七六〇円以 七七〇円以 一日 一、七六〇円以 二、七六〇円以 一日 一、七六〇円以 二、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 八八〇円以 一、七六〇円以 八八〇円以 八八〇円以 一、七六〇円以 八八〇円以 八八〇円以 一、八〇〇円以 八八〇〇円以 八八〇〇円以 一、八〇〇円以 八八〇〇円以 八八〇〇円以	八〇〇円以	午 後	
 本	八〇〇円以	午前	
(本) (本) <td< td=""><td>八〇円以</td><td>過一時</td><td></td></td<>	八〇円以	過一時	
本 で 間 年後 大十〇円以 本 で 間 大十〇円以 本 で 間 上 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	四二〇円以	日	— 第 <u>屋</u>
午後 大一〇円以 午後 大十〇円以 午後 一日 日 一一、五三〇円以 午後 一日 日 一一、五三〇円以 七〇〇円以 七〇〇円以 七〇〇円以 二六〇円以 二、七六〇円以 二十、七六〇円以 一八〇円以 一八〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以 一、七六〇円以	七六〇円以	夜間	を
午前 年後 大一〇円以 六十〇円以 午前 一日 超過一時間 一、五三〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 二六〇円以 一、二三〇円以 二六〇円以 一、二三〇円以 二八〇円以 一、二三〇円以 二八〇円以 一、二三〇円以 二八〇円以 一、二三〇円以 二八〇円以 一、七六〇円以 二十八〇円以 一、七六〇円以 二十八〇円以	七六〇円以	午 後	
本商間 六十〇円以 本商間 六七〇円以 午後 一日 日日 1、五三〇円以 午後 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 二六〇円以 五四〇円以 二六〇円以 日日 1、二三〇円以 日日 1、七十〇円以 日日 1、七十〇円以 日日 1、二三〇円以 日日 1、二二〇円以 日日 1、二二〇円以 日日 1、二二〇円以 日日 1、二二〇円以 日日 1、二二〇円以	七六〇円以	午前	
本間 六十〇円以 本間 一日 超過一時間 一、五三〇円以 午後 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 二六〇円以 一下、七六〇円以 三七〇円以 一下、七六〇円以 三七〇円以 一下、二三〇円以 二六〇円以 一下、二三〇円以 二六〇円以 一下、二三〇円以 二六〇円以 一下、二三〇円以 二六〇円以 一下、二三〇円以 二、二二〇円以	〇円以	過一時	
夜間 大十〇円以 存間 一日 日超過一時間 一、五三〇円以 午後 七〇円以 一日 一日 超過一時間 七七〇円以 七七〇円以 二六〇円以 二六〇円以 二六〇円以 三七〇円以 二六〇円以 四九〇円以 二十、 五四〇円以 二十、 二十、 二十、 四九 四九 日日 11 12 12 13 14 14 14 15 14 16 15 17 14 18 14 19 14 17 14 18 14 19 14 14 14<	二三〇円以		
午後 午後 午後 午前 超過一時間 日 一日 一日 超過一時間 日 一日 二二 一日 二二 一日 二二 一日 二二 一日 二二 一日 二二 二二 一日 二二 一日 二二 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一十 一十 一十 一十	円以	夜間	小練習室D
午前 午後 午前 大十〇円以 午前 一日 超過一時間 一日 石田 二三〇円以 五二〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 二六〇円以 二六〇円以 二六〇円以 二六〇円以	〇円以	午後	
超過一時間 一日 一日 一日 一日 一一 二三〇円以 二三〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七十〇円以 七十〇日以	〇円以	午前	
一日 一日 一日 一日 一一、五三〇円以 午前 一日 一、五三〇円以 午後 七〇〇円以 七〇〇円以 七〇〇円以 七七〇円以 七七〇円以 七七〇円以	〇円以	過一時	
夜間 午後 午後 一日 午前 一、五三〇円以 一日 一、五三〇円以 二三〇円以 五二〇円以 七〇〇円以 七〇〇円以	七六〇円以		
F 後 大台 F 後 大七〇円以 「大七〇円以	〇円以		小練習室C
午前 五二〇円以 午前 五二〇円以 大七〇円以 二三〇円以 二三〇円以 二三〇円以	〇〇円以	午後	
B 夜間 一日 一、五三〇円以 大七〇円以 六十〇円以	円以	午前	
B 夜間 一、五三〇円以 午後 六一〇円以	円 以	過 一 時	
B 夜間 六七〇円以 午後 六一〇円以	五三〇円以		
後	七〇円以	夜間	小練習室B
	一 ○ 円 以	—— 午 後	

四、三八〇円以下	一 日	
一、七五〇円以下		柴 > 屋
一、七五〇円以下	第 —— 午 後	小 ホ ル
一、七五〇円以下	午前	
三八〇円以下	超過一時間	
一、九一〇円以下	日日	- 3 月
七六〇円以下		終 7 屋
七六〇円以下	P 第 年 後	ト ホ レ
七六〇円以下	午前	
九〇〇円以下	超過一時間	
四、五二〇円以下	日日	
一、八〇〇円以下		終 7 屋
一、八〇〇円以下	第 午 後	ト ホ し レ
一、八〇〇円以下	午前	
六六〇円以下	超過一時間	
三、三三〇円以下	日日	ノ す 見
一、三三〇円以下	夜間	した。
一、三三〇円以下		t I
一、三三〇円以下	午前	
一、〇四〇円以下	超過一時間	
五、二〇円以下	日日	達
二、〇八〇円以下		柴 ス 量
二、〇八〇円以下	レ第 - - 年 後	大 た l レ
二、〇八〇円以下	午前	
九五〇円以下	超過一時間	
四、七五〇円以下	日	プタ
一、九〇〇円以下	夜間	整 元
一、九〇〇円以下	レ 育 午 後	k I
一、九〇〇円以下	午前	
四四〇円以下	超過一時間	
二、二四〇円以下	日	丑 第 5
八九〇円以下	夜間	と オ
八九〇円以下		7
八九〇円以下	—— 午 前	

七三〇円以下	 夜 間	第七楽屋
七三〇円以下	午後	音楽ホール
七三〇円以下	午前	
四二〇円以下	超過一時間	
二、一五〇円以下	日	第プラ
八五〇円以下	夜間	終 7
八五〇円以下	午後	音楽ホール
八五〇円以下	午前	
五二〇円以下	超過一時間	
二、六一〇円以下	日	多二岁是
一、〇四〇円以下	夜間	坖
一、〇四〇円以下	午後	音楽ホール
一、〇四〇円以下	午前	
八二〇円以下	超過一時間	
四、一三〇円以下	日	2
一、六五〇円以下	夜間	뤝
一、六五〇円以下	午後	音楽ホーレ
一、六五〇円以下	午前	
五八〇円以下	超過一時間	
二、九四〇円以下	日	第三 第
一、一七〇円以下	夜間	育三製量
一、一七〇円以下	午後	
一、一七〇円以下	午前	
一、二二〇円以下	超過一時間	
六、一三〇円以下	日	第 二 溴 屋
二、四五〇円以下	夜間	音等对一
二、四五〇円以下	午後	K
二、四五〇円以下	午前	
一、三三〇円以下	超過一時間	
六、六六〇円以下	日	第一線
二、六六〇円以下	夜間	-
二、六六〇円以下	午後	
二、六六〇円以下	午前	
八七〇円以下	超過一時間	

附属設備	41)	駐車場(一			
			超過一時間	日	
規則で定める額以下	時間まで増すごとに三六〇円以下を加える。)	一時間以上二時間未満の場合は、三六〇円以下(一	三六〇円以下	一、八四〇円以下	

(埼玉県長澱射撃場条例の一部改正)

第二十条 に改正する。 埼玉県長牆射撃場条例(平成六年埼玉県条例第十号) の一部を次のよう

別表中表の部分を次のように改める。

空気銃射撃場		小射撃場	ル射撃場	小口径ライフ		施設等の名称
一 般	生 及 学徒 び 生		一般	学 生	区分	利用
一、六〇〇円以上	八〇〇円以下	三、二〇〇円以上	二、一四〇円以上	一、六〇〇円以下	個人	基本料金
一人につき	一人につき 四三〇円以上 六四〇円以下	二、五六〇円以上	一、七一〇円以上	一人につき	団体	料金 利用料金
二六〇円以上四〇〇円以下	一九〇円以上	一、二〇〇円以上	五三〇円以上	二六〇円以上四〇〇円以下	個人	超過料金
- 人につき - 二 〇円以上	一人につき 一六〇円以下	九六〇円以下	一人につき四三〇円以上	一人につき 二一〇円以上 三二〇円以下	団体	**************************************

(埼玉県狭山丘陵いきものふ れあい の里センター 条例の一 部改正)

第二十一条 条例第十一号)の一部を次のように改正する。 埼玉県狭 八山丘陵 11 きものふれあいの里センター条例(平成六年埼玉県

を「一、 二〇円」を「七三〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」 別表展示室の項中 四七〇円」に改める。 「八二〇円」を「八四〇円」に改め、 に、 同表講義室の項中「七 四四〇円」

(埼玉県種苗センター条例の一部改正)

次のように改正する。第二十二条 埼玉県種苗センター条例(平成六年埼玉県条例第二十三号)の一部を

ウ 育 ス 成 ハ		培 養 室	名施称設の
 実 生 苗		組 織 培 養 古	種苗
ポ ッ ト 苗	成 型 苗	苗	の 区 分
ッ 一 ト ポ	レ - イ ト	株三十	単位
三 算 か ら た 種 日 て 起 を を	日超四算かしは内四算かしは以え日しらた種日しらた種内十をて起日を以て起日を	日 て 起 日 を 植 培 育 以 六 算 か し 付 地 苗 内 十 し ら た け に 用	期間
→	一五〇円 とき。	五、九七〇円以下	基本料金利用料金
五 円 以 下	八 〇 円 以 下	一 〇 円 以 下	超過料金

打 さ フ 言	接 ぞ 大 古		
ト な マ す ト 及 び	き ゅ う り	箱 苗	
ト 及 び) 9	作 園 水 物 芸 稲	
以 七 算 か し は 内 十 し 起 日 を	以 三 算 か ら た 種 日 て 起 を	内 十 算 か し は以 三 算 か し は日 し ら た 種内 十 し ら た 種以 て 起 日 を日 て 起 日 を	以内
二〇〇円以下	一 四 〇 円 以 下	七三〇円以下 七三〇円以下 が、百箱未満のと き。 一 受託する箱の数 が、百箱以上のと き。	
		八 〇 円 以 下	

(埼玉県森林科学館条例の一部改正)

第二十三条 のように改正する。 埼玉県森林科学館条例(平成六年埼玉県条例第二十四号) \mathcal{O} 一部を次

第一学習室の項中「二、四二〇円」を「二、四六〇円」に、「三、二二〇円」を 円」を「二、三六〇円」に、「四、 「三、二八○円」に、「五、六四○円」を「五、七四○円」に改め、同表第二学 別表木工工作室の項中 「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、 ○五○円」を「四、 一二〇円」に改め、同表〇円」に、「二、三二〇

(さいたま文学館条例の一部改正)に、「二、○二○円」を「二、○五 習室の項中「八七〇円」を「八八〇円」に、「一、一六〇円」を「一、 ○五○円」に改める。 一八〇円」

第二十四条 さいたま文学館条例(平成九年埼玉県条例第五十号) うに改正する。 の 一部を 次のよ

別表第一号の表中表 0 部分を次 のように改める。

学生・	_	⊵	<u> </u>
生徒	般	5	}
一三〇円以下	二六〇円以下	個人	
一人につき 七〇円以下	一人につき 一五〇円以下	団 体 (二十人以上の場合に限る。)	利 用 料 金

別表第二号の表中表の部分を次のように改める。

	額以下	知事が別に定める知	附属設備
一〇〇円以下		三十分につき	駐車場(一台)
一、〇五〇円以下	一、三二〇円以下	一、〇五〇円以下	研修室三 (和室)
一、四五〇円以下	一、五八〇円以下	一、四五〇円以下	研修室二
七九〇円以下	九二〇円以下	七九〇円以下	研修室 一
一、三二〇円以下	一、五八〇円以下	一、三二〇円以下	講座室二
一、七一〇円以下	一、九八〇円以下	一、七一〇円以下	講座室一
六、四六○円以下	七、三九〇円以下	六、四六○円以下	ホールル
ら午後九時まで	五時まで	零時三十分まで	
午後五時三十分か	午後一時から午後	午前九時から午後	施設等の名称
	利用料金		

(さいたまスーパーアリーナ条例 の一部改正)

第二十五条 さいたまス ・パーア IJ **ナ条例**(平成十一年埼玉県条例第五十四号)

の一部を次のように改正する。

	スタジアム			施設等の名称
	料 金	基本		
県民	利 用 般	利 用 民		
三九六、〇〇〇円以下	一一、四九八、〇〇〇円以下	三、九六〇、〇〇〇円以下	平日	利用料金
四三六、〇〇〇円以下	一二、六四八、〇〇〇円以下	四、三五六、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	

二六、〇〇〇円以下		料 基 金 本	ロッカー室〇〇一
三二七、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	利 一般	
一一四、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	超過 県民	
三、二六七、〇〇〇円以下	二、九七〇、〇〇〇円以下	利 一般	コミュニティアリ
一、一二六、〇〇〇円以下	一、〇二三、〇〇〇円以下	基本利用民	***
日曜日・土曜日・休日	平日		Ι /
二八四、〇〇〇円以下	二五八、〇〇〇円以下	利 一般	
九七、〇〇〇円以下	八八、〇〇〇円以下	超過利果民	
二、八三二、〇〇〇円以下	二、五七四、〇〇〇円以下	利 一般	ホールル
九六八、〇〇〇円以下	八八〇、〇〇〇円以下	基本利果民	
日曜日・土曜日・休日	平日		
八二九、〇〇〇円以下	七五三、〇〇〇円以下	利一般	
二八三、〇〇〇円以下	二五七、〇〇〇円以下	超過利果民	
八、二七七、〇〇〇円以下	七、五二四、〇〇〇円以下	利 一般	メインアリーナ
二、八二〇、〇〇〇円以下	二、五六三、〇〇〇円以下	基本利用民	
日曜日・土曜日・休日	平日		
一、二六五、〇〇〇円以下	一、一五一、〇〇〇円以下	料 金 利 用 般	
		超 過 利 用	

三三、〇〇〇円以下	同	観覧室三一二
三三、〇〇〇円以下	同	観覧室三一一
五〇、〇〇〇円以下	同	特別観覧室三二〇
八三、〇〇〇円以下	同	特別観覧室三一〇
九、〇〇〇円以下	同	控室二〇一
一三、〇〇〇円以下	同	控室二〇二
一七、〇〇〇円以下	同	控室二〇一
三三、〇〇〇円以下	同	控室一〇四
三三、〇〇〇円以下	同	控室一〇三
一七、〇〇〇円以下	同	控室一○二
一七、〇〇〇円以下	同	控室一〇一
三三、〇〇〇円以下	同	控室○○一
一四、〇〇〇円以下	同	楽屋一〇六
一四、〇〇〇円以下	同	楽屋一○五
一三、〇〇〇円以下	同	楽屋一〇四
二六、〇〇〇円以下	同	楽屋一〇三
二六、〇〇〇円以下	同	楽屋一〇二
二六、〇〇〇円以下	同	楽屋一○一
三三、〇〇〇円以下	同	多目的室一〇六
一七、〇〇〇円以下	同	多目的室一〇五
一七、〇〇〇円以下	同	多目的室一〇四
一七、〇〇〇円以下	同	多目的室一〇三
一七、〇〇〇円以下	同	多目的室一〇二
一七、〇〇〇円以下	同	多目的室一〇一
六六、〇〇〇円以下	闰	多目的室〇〇二
六六、〇〇〇円以下	闰	多目的室〇〇二
六六、〇〇〇円以下	闰	多目的室〇〇一
五〇、〇〇〇円以下	闰	ロッカー室〇〇八
五〇、〇〇〇円以下	回	ロッカー室〇〇七
二六、〇〇〇円以下	闰	ロッカー室〇〇六
五〇、〇〇〇円以下	闰	ロッカー室〇〇五
五〇、〇〇〇円以下	同	ロッカー室〇〇四
二六、〇〇〇円以下	同	ロッカー室〇〇三
二六、〇〇〇円以下	同	ロッカー室〇〇二

シャーミリントのマミン	17 57	
規則で定める額以下		附属設備
すごとに三五〇円以下を加える。)	- - F	馬亘力
一時間以内七〇〇円以下(一時間を超える場合は、三〇分まで増	- 1	主巨易
一七、〇〇〇円以下	同	当日券売場
三三、〇〇〇円以下	同	観覧室三二九
一七、〇〇〇円以下	同	観覧室三二八
一七、〇〇〇円以下	同	観覧室三二七
一七、〇〇〇円以下	同	観覧室三二六
一七、〇〇〇円以下	同	観覧室三二五
一七、〇〇〇円以下	同	観覧室三二四
一七、〇〇〇円以下	同	観覧室三二二二
一七、〇〇〇円以下	同	観覧室三二二
三三、〇〇〇円以下	同	観覧室三二一
三三、〇〇〇円以下	闰	観覧室三一四
三三、〇〇〇円以下	同	観覧室三一三

の一部を次のように改正する。第二十六条 埼玉県社会福祉総合センター条例(平成十二年埼玉県条例第八十号)(埼玉県社会福祉総合センター条例の一部改正)

会議を受等の				吏用	用	
名称	ケ	午前		午後	夜間	日日
セミナー 北側	四、九	七〇円	,0	一六〇円	一一、六一〇円	二二、六〇〇円
ホール 南側	四、	四三〇円	九、		一〇、三一〇円	110、100円
研修室一		八〇〇円	,[11	五四〇円	四、一五〇円	八、一六〇円
研修室二		八七〇円	,[11	六八〇円	国、川川〇田	八、四九〇円
研修室三	1 ′ +	七六〇円	,[11	四六〇円	四、〇七〇円	七、九九〇円
準備室一	五.	4五〇円	, !	〇八〇円	1、二七〇円	二、五〇〇円
準備室二	五.	4八〇円	,	一五〇円	一、三六〇円	二、六六〇円
多目的実習室	111/ 4	400m	,中	11100円	八、五六〇円	一六、八二〇円
会議室一	· ,	川田〇田	1,	四六〇円	二、八八〇円	五、六六〇円
会議室二	11,	人二〇円	五、	五六〇円	六、五三〇円	一二、八二〇円
会議室三		八七〇円	,[11	六八〇円	四、三二〇日	八、四九〇円
会議室四	一、九	200円	11,	七六〇円	四、四一〇円	八、六六〇円
附属設備	別に知	知事が定る	める。			

(埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部改正

第二十七条 九号) \mathcal{O} 部を次の 埼玉県男女共同参画 ょ うに 改正する。 [推進セ ン ター 条 例 伞 成十三年埼 玉県条例

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

1,100	一、四三〇	八八〇	準備室二
1,100	一、四三〇	八八〇	準備室一
三、四一〇	四、五一〇	二、八六〇	和室
七、〇四〇	九、三五〇	五、九四〇	視聴覚セミナー室
一、九八〇	二、六四〇	一、六五〇	セミナー室四
一、九八〇	二、六四〇	一、六五〇	セミナー室三
三、九六〇	五、二八〇	11, 1100	セミナー室二
三、九六〇	五、二八〇	11, 1100	セミナー室一
夜間	午後	午前	放記 の 名
	使用料 (円)		恒殳 ひ 45 尓

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第二十八 条 埼玉県立精神保健福祉セ ンター 条例(平成十三年埼玉県条例第 八 +匹

号)の一部を次

 \mathcal{O}

ように改正する。

五五〇円」に改める。 身体検査書の 円」を「四、 (検案料を含む。 別表第二診断書の を「一、 項中 六七 五五〇円」に改め、 〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、 項 \mathcal{O} 中 項中「八、 五三〇円」を 「一、五三〇円 六四〇円 同表証明書の 一、五五五 」を「八、 を 項中 ○円」に改め 五. 五. 〇円 五三〇円」 に、 同表死体検案書 四、 五. 五三 同 九 表

(埼玉県生活科学センター条例の一部改正)

第二十九条 埼玉県生活科学セ ン ター · 条 例 (平成十四 年 埼 玉県条例第六十三号) \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

		利用料金の上限額	
が記 <i>○</i> 名形	午前	午後	夜間
実習室	二、五六〇円	国'100年	
研修室一	11、100円	三、三六〇円	二、五二〇円
研修室二	一、〇四〇円	一、六七〇円	一、二五〇円

(埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部改正

第三十条 埼玉県彩の 玉 ビジ ユ ア ル プラザ 条例(平成十四年埼玉県条例第六十五号)

の一部を次のように改正する。

表特別の展示を行う期間 五〇円」を「二六〇円」に改め、 ○円」を「二、○八○円」に、 別表第一大人の 項中「五一〇円」を「五二〇円」に \mathcal{O} 項中「七二〇円」を「七三〇円」 同表会員券による利用の場合の 〇二〇円」を「一 改め、 同表 に改める。 ○円」に改め、 項中 小人の項中「二 同

別表第二第一号の表中表の部分を次のように改める。

別表第二第二号の表中表の部分を次のように改める。

]	_	夜	午	午	_		
					時	新月 月 百	刊 月 単
-)	日	間	後	前	間	位	
	三五、五〇〇円	一五、四〇〇円	一五、四〇〇円	八、四七〇円	四、四二〇円	平日	使
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	円 一	円 一	円 一	円 一	円 一	日曜日	用
	四六、一〇〇円	110,000	一九、九〇〇円	九、六五〇円	五、七二〇円	日曜日・土曜日・休日	料

別表第二第三号の表中表の部分を次のように改める。

五〇、五〇〇円	インキュベートオフィス八〇四	インキュベー
五七、九〇〇円	インキュベートオフィス八〇三	インキュベー
九三、〇〇〇円	インキュベートオフィス八〇二	インキュベー
九一、六〇〇円	インキュベートオフィス八〇一	インキュベー
= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	- オフィス)	(シェアードオフィス)
二三、丘〇〇月	インキュベートオフィス七〇六	インキュベー
四五、二〇〇円	インキュベートオフィス七〇五	インキュベー
五〇、五〇〇円	インキュベートオフィス七〇四	インキュベー
五七、九〇〇円	インキュベートオフィス七〇三	インキュベー
九三、〇〇〇円	インキュベートオフィス七〇二	インキュベー
九一、六〇〇円	インキュベートオフィス七〇一	インキュベー
使 用 料 (月額)	称	名

四〇、五〇〇円	インキュベートオフィス九〇六
九一、〇〇〇円	インキュベートオフィス九○五
七一、九〇〇円	インキュベートオフィス九○四
四六、五〇〇円	インキュベートオフィス九〇三
四六、五〇〇円	インキュベートオフィス九〇二
七〇、四〇〇円	インキュベートオフィス九〇一
八四、〇〇〇円	インキュベートオフィス八○六
四五、二〇〇円	インキュベートオフィス八○五

映像制作			室	マルチオ				リニア編集室		=	三ンション	J				ノンリニ			_	- / \ !	J	4	3	5
作研修室				ーディオ				集室			う紛集写	7				ニア編集室				コフ紛集室		秆	尔	
一時		В			A		一週	一日	一時	一週	一日	一時		В			A		一週	一日	一時	利	:[]	1
間	一週間	日日	一時間	一週間	一日	一時間	間	Ι	間	間	П	間	一週間	П [一時間	一週間	日	一時間	間	П	間	自有	刊目並等	()
=,	二八五、	五七、	九、	一八六、	三七、	六、	二七九、	五五、	九、	一二九、	三五、	四、	一二九、	二五、	四、	二六七、	五三、	八、	六〇三、	<u> </u>		県		<u>}</u>
〇 〇 円	000円	000円	五〇〇円	000円	1100円	1100円	〇〇〇円	八〇〇円	三〇〇円	000円	八〇〇円	1三〇〇円	000円	八〇〇円	三〇〇円	000円	四〇〇円	九〇〇円	000円	六〇〇円	一〇〇円	民	使	() ()
六、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	一二、五〇〇円	五六一、〇〇〇円	1 111、1100円	一八、七〇〇円	二五八、〇〇〇円	五一、六〇〇円	八、六〇〇円	二五八、〇〇〇円	五一、六〇〇円	八、六〇〇円	五三四、〇〇〇円	一〇六、八〇〇円	一七、八〇〇円	1、二〇六、〇〇〇円		四〇、二〇〇円	一般	用料料	

= = C C P	- - - - - -	田間	ン室
- ; =)) H	- ` . -))	宇	プレゼンテーショ
六〇〇円	三〇〇円	一時間	会議室
三六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	日日	

別表第二第五号の表中 四〇〇円」を「一六、 七〇〇円」

二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改める。

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正

第三十一条 埼玉県ふぐ の取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七 十八

号)の一部を次のように改正する。

四号中 第二十六条第二号中 「八千百円」を「八千二百円」に改める。 「一万八千二百円」を「一 万八千四十 百円」 に改め、 同 条第

(埼玉県立げんきプラザ条例の一部改正)

第三十二条 埼玉県立げ んきプラザ条例 (平成十五年埼玉県条例第五十七号)

部を次のように改正する。

																	げんきプラザの名称
第二硫化氢	第二 开 多 室			第一石 作	育一开参 室			ラント	-	キャノプ用				宿泊室			施設の名称
夜間	午後	午前	П [夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	利用区分
							ー ノ - 乳		- - Ì	一 人 一 怕	一人一泊	- - ?	一 人 一 怕	- - ?	一 人 一 怕	一人一泊	単位
一、三五〇	一、七七〇	一、三五〇	1117 1110	1 ' 01110	一、三五〇	1,0110	-	<u>-</u>)		<u> </u>	11100		Ē 0		丘 二 〇	八三〇	金額(円)

																															プラザ	埼玉県立長淵げんき	
	第二 有 修 室	第二开参室			_	第一				宿泊室				面)	体育館(半			面)	体育館(全			三分 — 三三三	美 長			7 2 2	· 等 桨 室			利尼石	和虱 开 多 室		
日	夜間	午後	午前	日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日
								<i>/</i>	一 人 一 怕	<i>/</i>	一 人 一 怕	一人一泊																					
一、五六〇	五二〇	七三〇	五二〇	三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一五〇	(<u>=</u>	- <u>-</u> - - (五 二 〇	八三〇	二、三五〇	七八〇	1,0110	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	一、八八〇	六二〇	八三〇	六二〇	三五〇	一、一五〇	一、四六〇	一、一五〇	一、二五〇	<u>四</u> 一	五二〇	四 一 〇	四、〇八〇

																								プラザ S カラップ S カラック A ラップ カラドル そ	奇玉県左叩頁げんき							
	宿泊室		,	テニスコー		面)	体育館(半			面)	体育館(全			7 5	音楽室				· 印室 开 多 室			参 ← 芸芸	美			多 囚 石 们 宝	第 四 开 多 室			第三布修室	第三 开 参 室	
義務教育終了前	準ずる者	一般又は学生			日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前
一人一泊	一 人 一 泊	一人一泊	-	一面一時																												
11100	五二〇	八三〇	11100		二、三五〇	七八〇	1,0110	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	1、五六〇	111, 1110	1, 01110	一、三五〇	1,0110	11, 11100	0111ch	1,0110	七三〇	二、五〇〇	八三〇	一、一五〇	八三〇	一、二五〇		五二〇	四一〇	一、二五〇		五二〇	

プラザ	埼玉県立神川げんき																								्र भ	プラザングリバイき	奇豆長ケトリゲルを						
		有但	开参室				ント	キャンプ用				宿泊室				\$ 2 5 5	長公玄			石 信 室	肝多含				バンガロー				ラント	キャンフ月	/		
午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	日日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	
					-	一 人 一 怕	-	一 人 一 怕	一人一泊	<i>/</i>	一人一白) -	一人一怕	一人一泊									<i>/</i>	一 人 一 怕	<i>/</i>	一人一怕	一人一泊	一 人 一 淮	_	一 人 一 淮		一人一泊	
八三〇	一、二五〇	四 一 〇	五二〇	四 一 〇	(_))		<u>-</u>	==00		= 0	<u>=</u>	Б. 	八三〇	四、二八〇	1、四六〇	一、八八〇	一、四六〇	11, 11100	七三〇	1,0110	七三(0		<u>-</u>	- <u>-</u> -	<u>=</u>	四一〇	100)	_ C	· · ·	=======================================	

		身 公	長くて言				バンガロー				ラント	ティンフ月	ヤ / プ				宿泊室			3	テニスコー		面)	体育館(半			面)	体育館(全			話堂	 善 主
一般又は学生	日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生			日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後
一人一泊) -	一人一白) -	ー 人 一 白	一人一泊	一 人 一 淮		- ノ - 乳	-	一人一泊	<i>-</i>	一人一怕	-	人一白	一人一泊	,,,, ,	一面一時											
八三〇	1, 100	七二〇	1,0110	七三〇	- (-	-	<u>:</u>	11100	_ C)			11100	(Ē. 0		五二〇	八三〇	==00		二、三五〇	七八〇	1,0110	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	二、五〇〇	八三〇	一、 一五 〇

プラザ 埼玉県立大滝げんき

		S	海 芸室			7	木工室				大开多室二			フ有値室ー	大 开 参 宦 一			ノ 石 信 二	小汧多室二				小开参 客一		3	· :	キ ヤ ノ プ 用			宿泊室	
午前	日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	日日	夜間	午後	午前	の者まず	養務牧育冬了前	準 げる皆 生徒又はこれに	一般又は学生	の者の者を発了前		
																									一人一泊		一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	
一、五六〇	11, 110	1,0110	一、三五〇	1,0110	=======================================	1、0110	一、三五〇	1,0110	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇	一、五六〇	111, 1110	1,0110	一、三五〇	1,0110	11, 1110	1,0110	一、三五〇	1,0110	100			11100	11100	五二〇	

	面)	体育館			面)	
日	夜間	館(半午後	午前	日	夜間	館(全 午後
二、三五〇	七八〇	1,0110	七八〇	四、七〇〇	一、五六〇	二、〇八〇

(さいたま緑 別 表 第二中 森博物館条例 七 \bigcirc 七 \mathcal{O} 三〇」に、 部改 正 三六 \bigcirc を 七 \bigcirc 改 \emptyset

 \mathcal{O}

第三十三条 部を次の ように改正する。 さ いたま緑 の森博物 館条例 伞 成十 七 年埼 玉 一県条例 第二十六号) \mathcal{O}

に、「一、 別 表中 「八二〇円」 六五〇円」 を「 を「一、 八 兀 六八〇円」 \bigcirc 円 二 に改め る。 $\underset{=}{\bigcirc}$ 円 を \bigcirc 五. 円

(埼玉県立歴史と民俗 の博物館 条例 の一部 改正)

第三十四条 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第百二十

号)の一部を次のように改正する。

五〇〇円」に、「四、 別表第二中「一、二三〇円」を「一、二五 一一〇円」を「四、 一八〇円」に、 〇円」に、 =四六 〇八〇円」 \bigcirc 円 を「三、 を

三〇円」に 改める。

別表第三中 「六二〇円」を 「六三〇円」 に 改 \Diamond る。

(埼玉県立史跡 の博物 館条例 \mathcal{O} 一部改 正

三十五 条 埼玉県立史跡 の博物館条例 (平成十: 七 年埼玉 一県条例 第百二十二号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

別表第二中「一、二三〇円」 を「一、 二五〇円」に、 $\stackrel{-}{\sim}$ 四六〇円」 を 「二、

五〇〇円」に、「四、 一一〇円」を 四、 一八〇円」に、 八 円

一三〇円」に改める。

(埼玉県立自然と川 の博物館条例 \mathcal{O} _ 部 改 $\stackrel{\mathbb{E}}{=}$

条 埼玉県立自然と川の 博物 館条例(平成十七年埼玉県条例 第百二十三号)

 \mathcal{O} 部 命を次の ように改正する。

 \otimes 別表第 中 「六三〇円」 を「六四 \bigcirc Ĕ 三 に、 八〇〇 円 を 八 に 改

五. に、 〇円」を 四、 八〇円」に、 = \bigcirc 八 を

三〇円」 に 改める。

第三中

一、二三〇円

を

二 五

一门

に、

兀

六〇

 $\bigcirc = \bigcirc$ に 改

(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部改正)

第三十 七 七 号 玉 \mathcal{O} 県 部を 東 部 地域 次 \mathcal{O} ように 振 興 5 改正する あ 11 拠点 施 設条例 伞 成二十二年埼玉 県 条 例

別 別 を 九、三〇〇円」を を 九、 五〇」を「二〇四、 表第二号の表中「九七、 别 表第三号の 一六一、 「 一 九、 表第 0001 % 兀 八〇 九〇〇」 一号の表 Ŏ に、 表 四〇〇」 〇〇」に、「八、 に改め、 中 に、 中「五、 四、 一五、 五〇〇」に、 に、 「一七、 六、 同表の備考第五号中「一六、 五. 一 〇 「 一 九、 四〇 九〇〇」を「一五、 四〇〇」を「五、 八〇〇円、一九、 兀 Ŏ 四〇〇」を「一七、七〇〇」に、 ○○○」を「八、 \bigcirc 〇」を「六、五〇〇」に、 を「九九、 を「一五、六〇〇」 八二〇」を「二〇、 「五〇、二一〇」を 五. 七〇〇円、 _ \bigcirc - 00」に、 001 6 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 五. 〇〇円、 五一、 九、 に、「一 に改める。 $\overline{}$ 兀 九 -九、 に、 五八、 九、三〇〇」を 九 九、 五〇〇」を 七〇〇」を (1100) 兀 に改め、 五六〇」 に改め 100円、 四〇

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置

- 2 納 下 た使用 入通知 する使用料 この 施 条例に 行 料 書に 日 は、 そ よる改 そ \mathcal{O} ょ と 他 \mathcal{O} り \mathcal{O} う。 他 領 附 \mathcal{O} 歳 収 正 \mathcal{O} 則 入及 に特 歳 後 する 入 以 \mathcal{O} 別 び \mathcal{O} 後 そ 施行 額に \mathcal{O} に \mathcal{O} れ 定 を 領 ぞ 除 9 日 収 \otimes n いては 前 す が \mathcal{O} Ź あ 条 に 発 使 例 る した納 用 場合を除 \mathcal{O} \mathcal{O} なお 額 料 規 に そ 定 従 入 9 \mathcal{O} (利 通 前 他 き 11 て適用 知 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 例に 書に 歳 料 入 \mathcal{O} 金 ょ ょ 条 に係 (施 り施行 例 る る条例 施 行 \mathcal{O} 行 日 前 行 日 日 以 前 に \mathcal{O} \mathcal{O} 後 に 発 日 規 領 **(**以 に た 収 領
- 道 \mathcal{O} 金 \mathcal{O} 定に 徴 条 収 例 の施 つい 条 例第三条 て 行 後最 は 第一 な 初 に到来す お 項 第 従 前 \mathcal{O} 一 号 例 る 第四条 に \mathcal{O} 検針 ょ る 日 0 規定に ま で \mathcal{O} よる 間 に 係る 改 正後 月 分 \mathcal{O} 埼玉県 \mathcal{O} 工 業用 工 業 水 用 道 料 水
- 4 道 用 日 第四 以 後に 条 \mathcal{O} 金 供 規 給 定 \mathcal{O} する によ 額 に 水 る 0 道用 改正 V て は 水 後 \mathcal{O} \mathcal{O} な 料 埼 お従 金 玉 \mathcal{O} 県 前 額 水 に 道 \mathcal{O} 用 例 0 に V 水 て適用 料 ょ る 金 徴 収 条 施 例 第三条 行 日 前 に \mathcal{O} 供 規定 給 は た 施 水
- 5 に 可 を受け び 五. \mathcal{O} 号 規 た ŧ \mathcal{O} 定 規 に \mathcal{O} 定 に 係 は る 改 る 使 施 正 用 行 料 日 \mathcal{O} 埼 (施 後 玉 行 県 \mathcal{O} 利 彩 日 用 前 \mathcal{O} 玉 12 で 発 あ ピ ジ 0 て平成 ユ た 納 ア 入 ル 通 三十 プ 知 ラ 書に ザ 年 条 ょ 兀 例 月 別 n 表 領 収 日 第 す る 第

ŧ る使用料の額については、なお従前の例による。り領収するものに限る。)及び平成三十一年四月一日前に許可を受けた利用に係月一日以後に許可を受けたものに係る使用料(施行日前に発した納入通知書によものを除く。)の額について適用し、施行日以後の利用であって平成三十一年四